令和○年○月○日

元従業員の方へ

〒○‐○

○市○区○町○丁目○番○号

○ビル○階

○法律事務所

破産者　○株式会社

破産管財人　○

TEL ○‐○‐○ FAX ○‐○‐○

ご連絡

冠省　破産者○○○○株式会社（本店住所：○○市○○区○○　○丁目○○番○○号）は、令和○○年○○月○○日午後○時、○○地方裁判所（事件番号　令和○○年（フ）第○○○○号）において破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました。

　さて、貴殿らの労働債権につきましては、今後破産財団の換価作業を進めてまいりますが、現時点では破産手続において支払えるだけの財団がありません。

　そこで、独立行政法人労働者健康福祉機構の未払賃金立替払制度の対象となる方には、その手続をしていただきたいと考えております。立替払制度は、退職前６か月内の未払賃金額（解雇予告手当は含まれません。）が２万円以上の方に、その８割（年齢による上限あり。）を立替払いしてもらえるもので、破産手続において配当財源がない場合に労働者の保護を図ることを目的としたものです。申請後審査を受けることになりますが、必ず支給されるかについて当職はわかりかねますので、その旨ご了承ください。支給されるまでには、申請後約２か月程度かかることが通常です。

未払の期間、金額の調査を行ったうえで、対象となる方には、今後、申請に必要な書類等をお送りいたしますので、今しばらくお待ちください。申請は、全員分を取りまとめし、当職の証明印の押印と他に必要な書類を添付して当職から申請することとなります。

管財業務へのご協力をよろしくお願いします。

草々